

地域自然資産法

！正式名称！地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律

ナショナル・トラストのさらなる推進に向けて

日本のナショナル・トラストは、1964年に鎌倉の鶴岡八幡宮の裏山を宅地開発から守るため、市民と市が資金を出し合い、土地の一部を買い取ったことが始まりです。土地を取得し、適正に維持管理することは、最も効果的な自然環境保全の方法のひとつと言えます。以来、全国各地で、民間団体や地方公共団体によるナショナル・トラストによって、日本の豊かな自然環境や文化的景観等が守られてきました。

ナショナル・トラスト等の民間資金を活用した取組は、行政だけでは保全できない、地域住民や国民にとって重要な自然環境等を、地域住民や民間団体が、地域

の価値ある資産として保全していく取組と言えます。

今後人口減少が進む中、適切に管理できなくなった土地の増加、自然環境と人のつながりの分断等が懸念されます。それらの土地の寄付や自然環境との結びつきを求める人々の受け皿として、トラスト団体や行政が連携していくことが重要です。

今後、本法律により、多様な関係者の合意形成と連携が図られ、多くの国民の支持のもと、ナショナル・トラスト等民間資金を活用した取組が、さらに推進していくことを期待します。

問い合わせ先

ご質問・ご意見等がございましたら、下記の窓口にお問い合わせください。

環境省 自然環境局 自然環境計画課 生物多様性施策推進室(自然環境トラスト活動等)
国立公園課(地域自然環境保全等事業)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL.03-5521-9108 FAX.03-3591-3228

地域自然資産法に関する情報は、環境省ホームページにも掲載しています。

<http://www.env.go.jp/nature>

平成27年3月発行

入域料とトラスト活動に関する法律が制定されました

背景と目的

自然環境の保全や持続可能な利用の推進に向けて、現在、国や地方公共団体により様々な取組が進められていますが、その実施には、多大な労力や資金、地域の特色に応じたきめ細やかな対応が必要となっています。優れた自然環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくため、これらの公的資金に加え、入域料など利用者による取組費用の負担や、ナショナル・トラスト活動を行う民間団体等が寄付金を募り行う土地の取得・管理など、民間の資金を用いた地域の自発的な取組を進める必要があります。

法律の成立とねらい

2014年6月、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律」（通称「地域自然資産法」）が議員立法によって制定されました（2015年4月より施行）。入域料の収受や自然環境トラスト活動について、その理

念や枠組みが法律に位置づけられたのは初めてです。

この法律により、都道府県又は市町村は、地域にとって重要な自然環境があれば、土地所有者、関係団体、地域住民、関係事業者、関係行政機関などの幅広い関係者の参画を得た協議会を設置し、自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する計画（地域計画）を作成することができます。都道府県又は市町村は、その計画に基づいて、入域料等に関わる「地域自然環境保全等事業」や寄付金等による土地の取得や管理に関わる「自然環境トラスト活動」・「自然環境トラスト活動促進事業」を行うこととなります。

このようにして、都道府県又は市町村が中心となり多様な関係者と合意形成を図ることで、民間資金の適切な活用と、それによる地域の自発的な取組を進め、地域社会の健全な発展にもつなげることを目指しています。

法律の活用のイメージ

「地域自然環境保全等事業」を行う

「地域自然環境保全等事業」：地方公共団体が入域料を収受し、それを経費として充てて行われる地域の自然環境の保全と持続可能な利用を推進する事業。



〇〇国立公園内の絶滅危惧種の保護や自然環境の調査もしなくては、環境教育も急務。でも、資金が足りない……。

入域料を徴収する

そのために、都道府県又は市町村が区域(地域自然資産区域)を設定し「地域計画」を作成します。

「自然環境トラスト活動」を行う

「自然環境トラスト活動」：民間団体や地方公共団体が寄付金等の民間資金を用いて土地の取得等を行い、地域の自然環境の保全と持続可能な利用を推進する事業。



町内有数のカタクリ自生地を公有地化したいな……。でも、予算の確保が難しい。

寄付金を集める

そのために、都道府県又は市町村が区域(地域自然資産区域)を設定し「地域計画」を作成し、その活動を支援する自然環境トラスト活動促進事業を実施します。

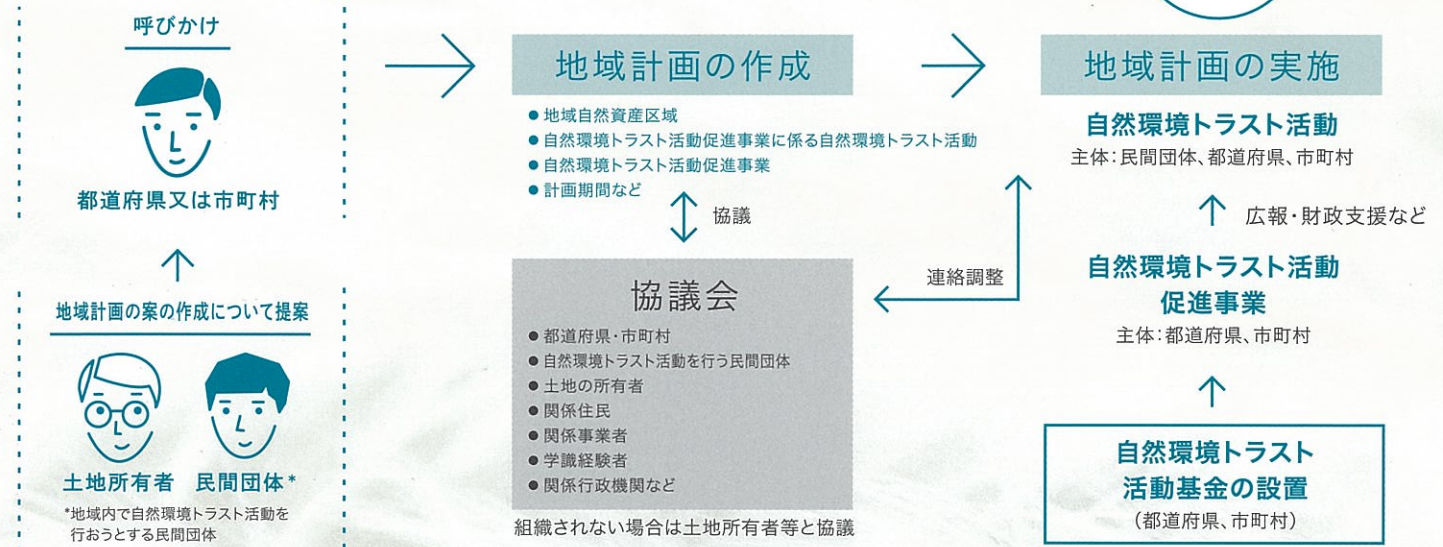
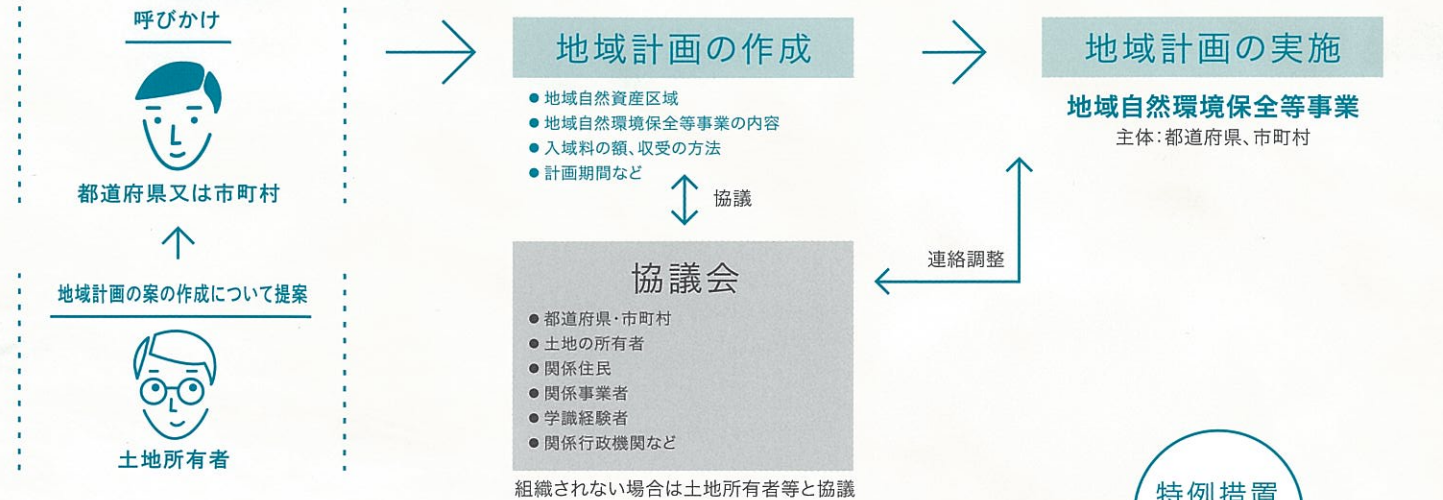


民間団体

(一般社団法人・一般財団法人・NPO法人など)

町が公有地化しないなら民間のトラスト活動で買い取るか……。

地域計画の作成から実施まで



Q & A コーナー

Q. 「地域自然資産区域」とは？

A. 都道府県又は市町村が「地域計画」において設定します。地域にとって重要な自然環境で、地域自然環境保全等事業や自然環境トラスト活動促進事業に係る自然環境トラスト活動を行う区域です。国立公園や名勝地などのほか、自然風景地や野生動植物の生息・生育地、自然に親しむ場なども含まれます。

Q. 「地域計画」とは？

A. 都道府県又は市町村が作成する計画です。地域自然環境保全等事業や自然環境トラスト活動等について、具体的な区域(地域自然資産区域)や事業・活動の内容などを記載します。環境大臣等の協議・同意を得た地域計画に従って行うものについては、自然公園法の許可等を不要とする特例措置があります。

Q. 協議会の設置は必須？

A. 必須ではありませんが、「地域計画」の作成や実施にあたり連絡調整を行う場として効果的です。都道府県や市町村が「地域計画」を作成する際に、関係する他の地方公共団体、自然環境トラスト活動団体、土地所有者、関係行政機関、関係住民・企業、学識経験者など、幅広い意見を集め、共通のビジョンとしての合意形成を図ることが重要です。

Q. トラスト活動を行う民間団体にとってのメリットは？

A. 民間による自然環境トラスト活動が、法に基づく「地域計画」に位置づけられることで、地方公共団体の支援が得られます。例えば、地方公共団体が行う自然環境トラスト活動促進事業を通じて、広報や地域社会の意識の醸成、自然環境トラスト活動に対する財政支援等がより積極的に推進されることになります。

基本方針の概要

2015年3月に策定された「基本方針」では、法律を運用していくにあたって次のような指針が記載されています。

入域料に関する基本的考え方

- 入域料の額については、具体的な根拠に基づき、幅広い関係者による合意形成を経て、利用者の理解を得られる適切な額を設定します。
- 収受の方法は、立地や自然条件、利用形態等の地域の実情を踏まえ、公平性、利用者の利便性、効率的な実施に十分配慮する必要があります。また、収受に要する経費が過大にならないよう留意することも必要です。
- 徴収の対象は、地域自然環境保全等事業を実施する地域自然資産区域に登山や観光、その他の目的で立ち入る利用者です。
- 事業の内容は、地方公共団体のホームページ等でできる限り具体的に明示し、入域料の収受の状況等について積極的に公開するなど、透明性を確保することが重要です。

自然環境トラスト活動に関する基本的考え方

<自然環境トラスト活動の方法>

- ①土地の取得、②土地の使用に係る権利等の取得、③上記①②の土地における維持管理、調査研究、自然再生、環境教育、エコツーリズム等の活動

<基本的原則>

- 取得した土地等の資産については、他の目的のための用地として売却・譲渡することなく保持していくことが必要です。
- 募金の使途を公開する等、資金の拠出者や地域住民等への説明責任を果たす必要があります。
- 自然環境トラスト活動地は、可能な範囲でレクリエーションや環境教育の場として公開し、適切に管理しながら持続可能な形で利用していくことも重要です。その際には、自然環境を損なうような過度の利用や施設整備を行うことのないよう配慮し、関係者、地域住民等との合意形成を図った上で進めることが必要です。